

第5回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会議事録

日時 平成30年11月3日（土・祝）

13:00～15:20

場所 ルポール讃岐 2階 大ホール

出席委員（○印は議事録署名人）

永田委員長

○武田副委員長

○河原委員

堺委員

鈴木委員

高月委員

中杉委員

門谷委員

I 開会

- （中村環境森林部長から挨拶）

II 会議の成立等

- 事務局から、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会委員9名中8名が出席しており、設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立していることを報告した。
- （委員長）前回、大森参与のご病気の話をしていただいた。残念ながら、10月31日に大森参与はお亡くなりになられた。豊島問題の、県側としては技術的な支柱であった大森参与であった。我々もいろいろ勉強のときには彼から意見も聞かせていただいた。そういう意味では頼りにしていた。県のほうも、そういう意味ではこれから大変な時期に入るのに、大森参与を失うことは非常につらい、また、重要な問題だと認識している。彼の遺志を受け継いで、これからも積極的に、また真摯に、この問題に我々としても、それから県は最大限の努力で取り組んでいただきたいと思います。

大森参与のご冥福をお祈りして、1分間黙祷を捧げたい。（全員黙祷）

III 議事録署名人の指名

- 議長（委員長）が出席委員の中から、武田副委員長と河原委員を議事録署名人に指名した。

IV 傍聴人の意見

<公害等調整委員会>

- 前回、初めて出ささせていただき、今回は2回目である。前回の感想も含めて、多少申し

述べさせていただく。私のほうでは、本委員会というのは香川県さんが実施計画を作成して事業を実施されているこの事業について、学識経験者の皆様方からその指導・助言・評価をいただき、その課題になるというのは認識している。いわゆるPDCAでいうとCの部分だと思う。

事務局である香川県さんにおいては、ぜひ、関係者の皆様とも十分にコミュニケーションを図っていただいて、本委員会がそうしたCをきちんと果たしていけるように尽力をお願いしたいと思っている。

もう一つ、本日、席に着いたら、永田委員長から今後の対応と課題についてのペーパーが出されていた。委員を前にして誠に恐縮であるが、非常に難しい本問題について、こうした先を見通して課題を考えていくというのは、早期完了に向けて非常に重要なことかと思っている。これを行政機関がつくるのは非常に大変なことだと思うので、ぜひ、本日も濃密な議論が交わされて、今後の事業の実施がより円滑に進むように、たくさんの意見が活発にされることを期待している。

<直島町代表者>

- 特になし。

<豊島住民会議>

- (豊島住民会議) 今年、26個の台風が発生し、そのうち5個が我が国に上陸し、現場は5月から9月までの5か月間に約1,000ミリの雨が降った。10月末にようやく通常の地下水・雨水管理ができるようになり、11月から乾期に入り、いろいろな工事が始まるが、処理期間の関係もあり、来年の雨期に備えての対策を今後検討しておく必要があるのではないかと思っている。どうぞよろしく検討のほどお願いする。

- (委員長) 分かった。これは後でまた今後の予定みたいな話が出てくるので、そのときに議論するということで。

V 審議事項

1 確認された新たな廃棄物の処理の方針(審議)【資料Ⅱ/1】

- (県) まず1の概要で、本年1月以降に見つかった廃棄物の処理方法については、「新たに廃棄物が見つかった場合の対応マニュアル」に定められているとおり、性状検査の結果に基づき、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の指導・助言を得て決定することになっており、今回、審議をお願いする。

次に、2の確認された新たな廃棄物およびその性状検査結果は、表1にまとめており、本年1月に見つかった汚泥約85トン、2月に見つかった汚泥約30トンのほか、4月から5月に実施した確認調査により、汚泥や内容物入りドラム缶など、約495トンが見つかった。合計では、表1にあるように、約610トンとなっている。表1にあるように、これら

については、性状検査の結果、汚泥約 605 トンについては、特別管理産業廃棄物の判定基準以下の結果であった。内容物入りドラム缶については、そのうち 4 月 13 日に確認したもの、①の固体の 0.1 トンは鉛やトリクロロエチレン、それから、②の固体 0.1 トンは鉛が、特別管理産業廃棄物の判定基準を超過していた。4 月 16 日に確認したもの、①の液体 0.33 トンは引火点が低いものとなっている。それから 4 月 20 日に確認したもの、①固体 0.24 トン、④固体 0.52 トンはいずれも特別管理産業廃棄物の判定基準以下となっている。②の固体 1.29 トン、③の固体 0.35 トンは、1,4-ジオキサンとベンゼンが特別管理産業廃棄物の判定基準を超過していた。なお、4 月 13 日、4 月 16 日、4 月 20 日に見つかった空ドラム缶は、金属鉄であった。

次に 3 の廃棄物の運搬処理方法、処理施設の選定方針については、まず、廃棄物運搬・処理にあたっては、これまでの豊島事業で基本的な対応と同様に作業者の安全、それから環境の保全を図りますとともに、処理後の副成物を有効利用する方向で検討してほしいとの委員会からの指導・助言があった。そのため、今回、そうした委員会の指導・助言を踏まえて処理について検討した。

(1) の汚泥については、先ほどの性状検査の結果を踏まえて、適切に処理施設を選定し、処理施設の受け入れ基準に適合させ、処理をする。この汚泥の運搬にあたっては、粉塵、それから、悪臭の飛散防止措置として水密式ダンプトラックに積載し、天蓋を閉じ、さらにその上にシートをかぶせる。また、運搬経路については、定期航路フェリーを使用し、豊島島外に搬出する。汚泥約 605 トンについては、排ガスの状況が豊島廃棄物をこれまで処理してきた直島中間処理施設と同程度の焼却施設を有する施設、具体的には、富士クリーン、所在地は綾川町にある廃棄物処理業者において焼却処理をして、その副成物である燃え殻については、産業廃棄物の許可を有する事業者、具体的には、三菱マテリアル直島製錬所、所在地は直島町であるが、その製錬所で処理をして、生成されたスラグはセメント原料として有効利用する。

次に、(2) 内容物入りドラム缶については、これまで、豊島事業において特殊前処理、空ドラム缶や、シート類であるが、直島中間処理施設で処理できないものについては、「特殊前処理物の取り扱いマニュアル」に従い、廃棄物処理業者に委託して処理をしてきた。今回についても、このマニュアルの考え方に沿って、内容物入りドラム缶を廃棄物処理業者に委託し、処理する。処理については、汚泥と同様に性状検査の結果を踏まえて、適切に処理施設を選定し、処理施設の受け入れ基準に適合させ、処理委託する。具体的な処理としては、先ほど性状検査の結果で説明した、鉛が特別管理産業廃棄物の判定基準を超過している廃棄物以外の内容物入りドラム缶の処理については、特別管理産業廃棄物の処理許可を持っている、株式会社富士クリーン、廃棄物処理業者で焼却するようにして、処理後に残った鉄については原則有効利用する。なお、内容物入りドラム缶のうち、鉛が特別管理産業廃棄物の判定基準を超えているものについては、株式会社富士クリーンが処理の許可を持っていないため、県外の廃棄物処理業者、具体的には三井金属鉱業株式会社竹原製煉所において、鉛を製煉するという一方で、そちらのほうに処理を委託して、処理後に残った鉛は有効利用する。

また、運搬については、粉塵、悪臭の飛散防止のため、専用の運搬容器で梱包して運び、また、運搬経路については、先ほどの汚泥と同様、定期航路、フェリーを使用して豊島島外に搬出する。

次に、(3) ドラム缶については、先ほどの内容物入りドラム缶と同様に県内の廃棄物処理業者に委託する。具体的には、株式会社富士クリーンで焼却処理をして、処理後に残った鉄については、有効利用する。また運搬についても、内容物入りドラム缶と同様に、粉塵および悪臭の飛散防止のため、専用の運搬容器で梱包して運び、運搬経路については、定期航路フェリーを使用して豊島島外に搬出する。

○ (委員長) 今、610 トンの保管状況というのは、どういう格好になっているのか。口頭でいいので、ちょっと教えてもらえるか。

○ (県) 処分地内にある積替施設、テントで保管している。

○ (委員長) 全部か。

○ (県) そうである。

○ (委員長) そうなのか。それから、新たな廃棄物について追加の調査は、これからやるのか。

○ (県) 追加の調査については、来週の6日、火曜日から実施することとしている。

○ (委員長) そうか。それでまた、今度は非常に見いだされる可能性は少ないだろうと思っているが、もし、あったとしたら、別途また処理の方針というものをを出して、対応していくということになるだろう。

○ (県) はい。基本的には性状検査を実施して、その結果に応じて検討していく。

○ (委員長) それで、これとは別の書面で正式にまた対応を決めさせてもらって、それで実施すると。

○ (県) はい。

○ (委員) 内容物入りドラムがあって、固体のものがあるだろう。これは今、保管の状態は、ドラム缶の中に入ったまま保管しているのか、別にしてしているのか。

○ (県) バックンの中に入れて、保管している。

- （委員） そうすると、ドラム缶は固体と一緒にになっている。それをそのまま。
- （県） はい。その状態のまま。
- （委員） そのまま合わせて、空ドラム缶の中には、それは入っていないと。
- （県） そうである。
- （委員） 先ほど説明があった所で一緒に処理してもらうということか。
- （県） はい。
- （委員） いろいろな廃棄物を富士クリーンさんで処理するという事になっているのだが、以前、私もちょっと立ち会ったのだが、今回、鉛のところは、この委員会としては何か誰かが立ち会うような必要はあるか。
- （委員長） なるほど。さっきの話で、竹原製煉所。出てきた副成物も竹原の中で有効利用ができるという話で、そうか、どなたか行けたら行ってほしい。
これはいつを予定しているか。
- （県） 今回、フォローアップ委員会に審議いただき、それから予算的なものも手当てが必要になるので、ちょっとまだ具体的な日は決まっていない。
- （委員長） 今年度中か。
- （県） 基本的に今年度中に行いたいと思っている。
- （委員長） そうか。はい、それが分かれば。そうすると、次回のときには終わっている可能性も高いので、そういう意味では、施設の視察、実際にやっているときに行かせてもらうということで、ちょっと各委員のほうに、期間は決まってしまうと思うが、ここで行ける方ということで聞いてもらって、その後で少し私と県のほうで打ち合わせをして、現実にはその行程、どこを見て、どのくらいの時間、どこにとどまるかというような日程表を固める。よろしいか。はい、では、視察をさせてもらおうと。

(2)「豊島の島内道路を活用した廃棄物の輸送・運搬に関するマニュアル」の作成（審議）

【資料Ⅱ／2】

○（県）まず1枚目、今回、今後の豊島事業において、今回の新たに見つかった廃棄物、それから、今後行う地下水浄化対策に伴う資材や土壌、こういったものを廃棄物と定義して、この輸送・運搬というものが想定されることを踏まえて、今回このマニュアルを作成した。それでは、マニュアルの理念、1の趣旨であるが、先ほど説明したとおり、今後の豊島事業の新たに見つかった廃棄物、それから、地下水浄化対策に伴う資材や土壌等の輸送・運搬が想定されていることから、輸送・運搬にあたっては、これまでの豊島事業での基本的な対応や、中間保管・梱包施設の撤去にあたり作成した「施設撤去廃棄物等の分別確認と払い出し処理委託マニュアル」による対応と同じように、専用栈橋を活用するなど、可能な限り豊島の島内道路を使用しない経路を選定するが、下記の2の豊島の島内道路を使用する際の条件に定める、条件を満たす場合については、島内道路を使用するものとする。条件といたしましては、2の1)の原則として、1日あたり10トントラック2台、かつ1か月あたり10トントラック15台までの輸送・運搬を行う場合。もう1点は、2)の緊急に輸送・運搬を行う必要がある場合とする。

3に、輸送・運搬の方法について、記載している。1)原則図1に示す島内道路を使用することとしている。2)については、あらかじめ、予定している輸送・運搬の量、方法の概要を関係者に示して、運搬計画をつくる。3)については、輸送・運搬の実施前には、具体的な輸送・運搬の量と方法、①の対象物の種類、②輸送・運搬の量、および車両台数、頻度、③荷姿、④経路、⑤日程など、これを関係者の方に連絡する。4)については、輸送・運搬にあたり、道路交通法等関係法令を遵守するほか、可能な限り、騒音対策や粉塵、悪臭の飛散防止対策を講じる。5)条件2で示している、緊急に輸送・運搬を行う必要がある場合については、関係者と協議・調整の上、具体的な輸送・運搬の量と方法を決定する。

○（委員長）どうぞ、意見等があれば、願います。

○（委員）島内道路を使うということだが、島内道路は狭いので、できるだけ10トントラックが安全に通れるように、道路整備をお願いしている。トラックが通ると行き合いができないので、そのへんのところも住民の協力を得る必要があるということで、それもお願いしている。原則はこれでいいと思う。

○（委員長）あとは、いかがか。

○（委員）確認であるけれども、2の(1)で10トントラック2台が1日あたり、それと、ひと月あたり10トントラック15台、これは延べ数だと思うけれども、そうなると月当たりは、最大8日間だけ運搬が行われるという理解でいいか。

- （県）そのようになる。
- （委員）はい、分かった。
- （委員長）今の話とも絡むかもしれないが、これで月当たり 10 トントラック 15 台という最大のところでいって、150 トン。前のⅡ／1の資料では 610 トンある。4 か月以上かかると。
- （県）基本的に、処理の期間についてはこれからまた検討はするのだが、当然、この条件に満たした形で運搬・輸送する。
- （委員長）今までだと、同一種が大量に存在するようときには船舶で運び出したり、いろいろしていたわけだろう。それが今回の状態だとなかなか、量的にというと、汚泥が結構まとまった量としては存在している。無害な汚泥と言ってもいい。それ以外は少量ずつという状況で、今のような運搬の仕方になったのかもしれないが、汚泥のほうは、もう少し考え方を整理する必要があるのかなという気がしないではない。今の 4 か月以上かかるとか、ちょっとどっちか先だったのかは分からないが、前のⅡ／1の資料だと、汚泥は定期航路を用いると、もう断ってしまっているのだが、果たしてそれが適当なのかという話である。少量のものについては、こういう運び方以外は考えられないのかなと、トラック輸送で定期航路を使うのは、ちょっとどうも気になるなと思っているのだが。何かコメントはあるか。
- （県）基本的に、トラックの輸送台数については、先ほども説明したように、汚泥については量が多いということであるけれども、環境の負荷、安全を考え、住民の方とも相談して、安全な範囲でこれでやっていこうということで、了解いただいたところである。
- （委員長）先ほどの委員の話ではないが、やはり交通安全の問題にも配慮して、どういうやり方をするのか知らないが、トラックが通るときにどう手当てするかとか、そういうことも含めて考えていくと、できるだけ当初考えていたように、島内でのこういう形で車で輸送する回数は減らしていきたいという気持ちは強かったはずなので、その趣旨にのっとった形で運行するように、できるだけ努力してほしい。それから、安全には配慮するということである。

もう一つ、ここの 3 の輸送・運搬の方法の中で、いろいろこういうことを示していく、あるいは協議すると書いてあるが、できればこれは様式を定めてしまって、事前に住民の方と打ち合わせして、こういう様式に則っていつごろこれは出していくというような話も詰めた状態で、対応を進めていったほうがいいかなと思っているので、考えてみてほしい。
- （県）分かった。

○（委員長）よろしいか。この問題は、豊島住民の方と密接に関係しているかと思うので、何かコメントはあるか。

○（住民会議）廃棄物の量が610トンで、現場から搬出するというのは、大きな船は1回も使えない。というのは、これから冬になって、干潮時というのは非常に引くわけである。そして、しけてくる。だから、接岸が非常に難しいということがあり、何回か、去年もそういうことがあった。それで、より確実に出せる方法を考えていこうと。それだったら、フェリーでコンクリート殻か何かを運んだ。そういう形で決まった量を、ほかのところにあまり負担をかけないこういう量で、島内道路を使って定期船で橋を使ってやっていくというのは、一番、天候に影響を受けないのではないかと考えている。

ただ、委員が言われるように、島内の道路は整備ができていない。現場へ行く道路は、半分は土の道路で、そういうことだから、そのへんのところも十分に配慮して、道路の整備と、それから連絡、安全第一にやっていかなければならないと考えている。

最初が肝心で、最初がうまくいくとうまくいくのだが、最初でもたつくとなかなかうまくいかないということがあるので、そういう形で、安全に確実に豊島から出していくということで考えている。

○（委員長）ありがとう。さすがは海に詳しいと思って。そういうことで、やらせてもらう。では、またちょっと詰めのところも、委員の指摘の点では、地元との折衝も必要かもしれないが、できるだけ早く詰めて体制を整えてほしい。

VI その他

1 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の完了に向けての今後の対応と課題（永田委員長提案・意見聴取）

【資料Ⅲ／1】

○（委員長）次の議題はその他の1番目で、この事業の完了に向けての今後の対応と課題ということで、私のほうから資料を使って示したい。資料の内容は、本体の文章と、それから図1、図2というのが付いているかと思う。それから、別紙ということで、今後の対応に関連するこれまでの審議状況等の概要というのが、3ページものになっているが、付いている。この内容で説明する。

まず、本文のほうから入るが、上のほうに、第2回のフォローアップ委員会で承認された、これは、日付からすると、去年（平成29年）の10月9日になる。「豊島処分地における地下水浄化対策等に関する基本的事項」、あとはすべて基本的事項と呼ばせてもらうが、この中に記載された、次の内容である。できる限り速やかに環境基準に到達させるということが最終目標、大きな目標になるわけだが、「最低でも」というところからの文章が重要で、最低でも上記の産廃特措法の延長期限、この産廃特措法の延長期限は、一番上の行に書いてあるように、平成35年3月31日である。これまでに、処分地全域にわたっ

て地下水の水質を排水基準に到達させ、排水基準達成のその後に排水基準の達成の確認をし、高度排水処理施設等の撤去、遮水機能の解除、処分地の整地、専用栈橋の撤去等を完了させるものとするというのが、当面と言っているのだから、「最低でも」の特措法終了までの目標である。これに対して香川県は最大限の努力をするということで、徹底した地下水・雨水の管理の話とか、計測の話などがその下に書いてある。

この最低限の目標達成に向けて、少しスケジュール感を示しておきたいということで、次の資料をつくり、その中で何が課題になるかということと議論いただきたいということで、文章化したものである。どちらかと言うと、平成35年3月からのバックキャストで、今ここでは何をしていたかなくてはいけないかということを示しているものである。

諸般の事情によりと言っておいたほうがいいと思う。県はなかなかこの資料を出せない。確かに行政上難しい点もあると思う。いろいろなところの了解を取り付けられないといけないということもあるかもしれない。だから、それに代わって私が出させてもらい、議論を深めさせてもらい、と同時に、いかに緊迫した状況に今なっているかというところも理解してもらって、今後の対応をできるだけ早く、また慎重に、安全に進めてもらいたいと考えているところである。重要な点は、まず図1を見てもらって、横長の資料で、工程が書かれていて、上の「現在」と書かれたところに今日の日付が入っている。今日、今、どういう状況になっているかと言うと、豊島での対応ということを見てもらうと、豊島では平成29年12月から地下水対策の強化ということで、集水井の設置などを進めている状況、あるいは、汚染された地下水に影響がありそうなものを除去してしまうというような対策を打ってきたという状況である。この終わりが、予定では平成32年9月となっている。これはあくまでも私が想定している予定で、この終わりというのは何かというと、処分地全域で排水基準の到達を確認する時点である。そこまでで一応、排水基準を満足するような状況が得られたと。その後、それを確認する期間がまた必要になってくる。まず、到達ということを確認してもらい。これは地下水・雨水の検討会で確認してもらいところである。それが平成32年9月まで。現時点から考えると、約2年間ということになる。非常に短期間である。地下水対策としては、非常に厳しい期間になろうかと思う。

その後どうするかというと、それが到達できれば、次に全域で排水基準を達成したという確認をする期間が必要になってくる。これは、現在では2年間と決められているが、ここで提案するのは1年間で何とかこれをできないかということを検討してもらい話になる。それがその下の部分である。平成32年9月からは、積極的な地下水対策はそこで終了になり、その後自然浄化で環境基準達成まで目指していくことになるわけで、自然浄化対策が始まる。平成32年9月。そこからちょっと線が長く伸びて、平成35年4月というところまで、特措法の期限のところまで来ているが、2年半くらいある。これは想定であるが、もしかしたら環境基準の到達のところまでは行けるかもしれない。環境基準の到達がいけると、その後、今の規定では2年間かけて環境基準の達成の確認をすることになるが、それも1年に縮められないだろうかということも、ここでは記載している。だから、この予定では、平成36年4月以降に一応事業は終わっているから、処分地の完全撤去に移行できるということになるわけである。

今度は地下水対策が終わった後の話になるわけだが、一つは、排水処理設備等の撤去、解体の話があるし、遮水機能の解除の話、処分地の整地の話、それから、専用棧橋、今、延長してもらって使用を認めてもらった専用棧橋の撤去の話、この四つの大きな工事がその後に行われることになる。それをこれは概略の期間と開始時期を入れてそこに書いてある。ちょっとその終わりを見てもらうと、平成34年9月というのが最後の矢印が止まっているところになる。だから、ここから平成35年の4月までは6か月くらい余裕がある。この記載の中で、3か月と書いてしまったが、6か月である。6か月の余裕がある。ただ、現実には終わったからすぐ明日からもう延長期限が来てもいいという話にはならないと思うので、そういう意味ではまだまだ問題があるかと思う。6か月の余裕を持ちながら、バックキャストでいくと、先ほどのように2年くらいで地下水のほうを片付けなくてはいけないのだが、この6か月をうまく地下水のほうで使える状態を考えていけば、2年半あるというふうに見てもらってもいいのかもしれない。ただ、それにしても、かなりきつい状況である。それから、これらの工事を実質的な現場での工期を想定して書いてある。その前に、実際にどのようにやっていくのかという実施の計画を立てたり、あるいは地元と調整したりということを考えていくと、工事については1年くらい前から検討を始めていなくてはならないということになるかと思う。そういう状況を想定してもらえればと思う。

直島での話は順調に進捗しており、来年4月から9月くらいまでにかけて専用棧橋の撤去をすると、これで一応直島の工事は終わりになる。既に今年度末には一部の施設を譲渡して、中間処理施設はすべて工事完了ということになる。そういうことでよいだろうか。こんな内容を我々は考えているということである。

ちょっとめくってもらって、さっき少し説明した2ページ目の3段落くらいだったか、図1では平成35年までの最低限の目標達成に対して3か月と書いたが、これは6か月である。余裕を設定している。ちょっと何度か資料をいろいろ作り直したもので、資料の記載漏れ、誤記が出てきてしまった状況である。すみません、重要な資料なのに、簡単なところを間違えてしまった。

先ほど言った最低限の目標というのは、県が豊島住民の方、それから直島町に対しても、あるいは関係者全員に対して、県民も、県議会もそうである。その人たちにした大きな約束であるので、これを私は破るわけにはいかないという強い決意を持って、この問題に取り組んでいかなくてはならないだろうと考えている。2番目の今後の課題というところで、1番目が地下水対策のより一層の強化と、データ収集・解析およびそれに基づく排出基準到達の確認手法の確定と書いてある。まず、地下水の汚染状況を図2に示している。これは県のほうで最新バージョンのものを作成してもらった。カラー写真になっているかと思う。詳細はこれまでも何度か議論された話であるので省略させてもらうが、前から言っている、いわゆる局地的な汚染の6地点があるし、それから、この間ちょっと話題に挙げさせてもらった、遮水壁のちょっと外側のところで計測されているF1という地点、これを入れると、7つの局地的な汚染地点が存在しているのだということになる。それに加え、深い層での地下水汚染がかなりの区画で見つかったので、そうした点の浄化が進めら

れなくてはならないということになる。ただし、これらの汚染物質は、A3で砒素が排水基準を超えている以外、すべてVOC系、揮発性の有機化合物系のものが中心である。対策としては、D測線西側で集水井を設置する。それから、非常に高濃度の汚染が確認された深い層で、②番、⑨番、⑩番というような区画で化学処理法を適用していくことが計画されている。

こういう状況で課題ということになるわけだが、今言ったような対応策を積極的に進めていく、できるだけ早期に効果が出るような対応をしていってもらおうと同時に、もしそれがうまくいかない、その対策が十分に効果がないというのであれば、より効果的な代替案も検討してもらい必要があるだろうと思っている。それから、その効果を見極めるためにも、できるだけデータを多く、それから、そのデータを採る場所をできるだけ頻度高くというようなことが求められる。より詳細なデータを取得して、それを解析していくことが必要になってくるだろう。その解析を通じて、予測式、予測手法も確立して欲しいなと思っている。D測線の西側で集水井を設置して、非常に水の量が多く出てきた。その水がどうしてそんなに量が多いのか、その水がどこから来ているのかというような話も必要になってくるかもしれない。そういう点も含めて解明していくと同時に、浄化予測手法を確立させる必要があると思う。

それから、化学処理法を高濃度の3地点で適用する。これは、それ以外のD測線でも使うことも念頭にあるという話もあった。また、深い層で高濃度の所には、またさらにこういう方法を使う必要が出てくるかもしれないということ、そういうことを含めて具体的に早期にその効果を把握しておくこと、それから、そうなったときにどういう工法を採用すればいいのかということも事前に県では検討しておくべきだろうと思っている。それから、排水基準の到達、それからそれを到達したと確認するという規定が、これは前の基本的事項を決めたときに、地下水・雨水等対策検討会のほうでその規定をまたつくってほしいというお願いをしている。規定は整備することになっている。それを整備するのは、平成31年度中にやっつけていかなければいけないし、それをフォローアップ委員会で承認するのも同じ年度内で対応していきたいと考えている。それから、集水井は水が多量に集まって、その処理をどうするかという問題があった。これについては地下水・雨水等対策検討会のほうで早急に検討してもらえらるだろうと思っている。2番目、時間軸を追って説明させてもらうが、処分地全域における排水基準の到達した後、今度は次が達成なのである。達成の確認手法の確立と各種工事ということで、この達成の確認については、既に地下水・雨水等対策検討会のほうで一応2年間という期間を定めている。図1では、これを1年間ということにしている。なぜ2年間と定められたかというのが、3ページ目の2)の5行目あたりの括弧の中で出てくる。これは、一般廃棄物の最終処分場、あるいは産廃の管理型最終処分場の廃止にかかる技術上の基準の中で、2年間というのが定められているということで、豊島は以上2つの最終処分場にも該当しないが、一応、それに準拠して、準用して2年間としたということで、地下水検討会のほうでは定められた経緯がある。この今の法律で定められている規定であるが、4ページ目の頭のほうに入るが、その規定自体は、平成10年6月の改正で追加されている。平成10年だから、もう20年前に追加されたもの

で、そのころは、最終処分場の廃止の例はそんなに多くなかったなど私は記憶しているし、その後、廃止された最終処分場に対して2年間の妥当性というのは検証されたのかという話だが、どうも十分にやられたという状況ではないというふうに認識している。県のほうでこのへんは調査してくれるようお願いしてあるが、なかなか古い資料は引っ張り出せないようで、まだ今、結論は得られていないが、そうではないと思っている。こうした状況から、1年の排水基準の達成の確認期間というのを提案するわけで、その理由として、(ア)では、さっき言ったように、豊島はこの法律に該当する最終処分場ではないということ、さらに、2年間の準拠した確認期間というのは、妥当性が十分に検討されたとは言えないのではないかということ、それから、豊島事業というのは、当初から社会実験場として見ていくべきだということに住民の方からも言われた。新たな技術の適用や、その有用性の検証ということで、技術革新につなげるようなこともこの豊島の事業では展開して、その要請にも応えてきたということになるわけである。社会貢献も果たしてきた。この確認期間の短縮ということも、この技術的な課題であるが、これも技術革新の一つだろうと思う。それが(エ)とか、その前の(ウ)に書いてあるところである。技術の制約というもの、そういう意味ではその制約の壁を打ち破るということ、時間がない、その中で仕上げたいという強い要求からも生まれてくるだろうと、私自身は考えている。

以上の状況から、課題ということで、①②という形で整理させてもらった。排水基準の達成ならびにそれを確認する規定の改定をするなら、もう少しちゃんとした計測の方法、どういう空間配置か、深度か、それから特定項目は何か、頻度はどのぐらいでやるのか、予測式をどうやって活用していくのかというようなことを決めていかななくてはならない。それを平成31年度中に地下水・雨水等対策検討会のほうでやっていただいて、フォローアップ委員会でもそれを承認するという手続きが必要になってくるだろう。まず、それをやるのに1年間で済むのかどうかという検討は、これまでの実績みたいなものもいろいろ精査しながら進めていくべきだろうということで、②のほうに検討の期間を入れてある。1年の確認期間であっても、2年を上回るような信頼性、あるいはそれと同等の信頼性、そういう状態を維持しなければならないということで、計測の頻度を高めたり、予測式の整合性を上げたりということが必要になってくるのではないかと考えている。なお、例えばこれが1年で検討するという話になって、でも、それでは無理だな、もともとの2年に戻さなければいけないという話になったら、戻せない相談ではない。戻せないことはないのである。ただ、それを戻すと、どういう事態になってくるかというのは、先ほどの工程からすれば、工事期間が後ろにはみ出るということである。特措法の期限を越えて行われることになる。そうせざるを得ないという話になるわけである。

4番目が、排水基準の達成後もしばらく活用するような施設も出てくるかもしれない。それについて選定してほしいという話と、いつまでそれを残しておくつもりかということも考えておいてほしいという話である。それから、5番目は4つの大きな工事がある。その詳細検討も事前に進めておいてほしい。その中で、特に遮水機能の解除と処分地の整地については、豊島住民の方々の要望もあろうかと思う。その調整には十分配慮して取り組んでほしいということである。3番目、これは最後になると思うが、環境基準の到達達

成の確認手法の確立と、その促進策、環境基準到達への促進策を考えてほしいということである。排水基準を達成したことが確認されれば、そのあと自然浄化で環境基準の到達を目指すことになる。そこで、どういうふうな対応をしておけばいいかという話になるわけだが、できるだけ早く環境基準の到達を目指したい。化学処理法でやればかなり短縮できるかもしれない。それから、積極的に雨水を注入して汚染物を追い出すような方法を取ってあげれば、またそれも縮められるかもしれない。そういう方法をできるだけ早く検討しておくことが必要だということである。環境基準の到達が確認された後、それから、ここでは1年を想定しているが、達成を確認して本事業は終了ということになる。ただ、それで終了するわけではなく、沿岸の生態系の調査であるとか、この後も議論される豊島スラグ使用のコンクリート構造物のモニタリング調査などは、継続して実施していかなくてはならないことになるだろうという話である。環境基準達成の確認期間というのは、先ほどから説明したように、2年とこれまで決められていたが、それを1年でできないかという検討をお願いしたいと思っているのだが、この準拠した制度というの、水質の定期モニタリングに関する国の通知、それから、土対法に基づく調査および措置に関するガイドラインなのである。いずれもだいたい平成11年と15年、これもかなり古いときに決められた2年という期間になってくる。それと同時に、豊島の処分地は、水質の定期モニタリングの対象地点でもないし、土壌汚染対策の対象地点でもない。だから、制度には該当しない。だから、準拠するということになるわけである。それは先ほどの排水基準の達成の確認期間の短縮と同じように、第一に技術革新へのチャレンジであって、社会実験場としての貢献ということになるかと思う。

また、1、2、3、4と出てくるが、1番目は、先ほどの排水基準と同じである。いつのフォローアップ委員会で承認し、その前に、地下水検討委員会で作成する必要があるという話になるわけだが、それが平成34年度中ということになるかと思う。環境基準の達成確認の規定である。それで、既存の状況を調査して、1年に短縮できるかどうかという可能性を調べてほしいというのが②である。それから出てくる、もし確認期間が1年になったとしても、信頼性というものは2年と同等か、それ以上であるものにしてほしい。達成の促進策は処分地の整地と同時に行うような対応策になるかもしれない。環境基準の達成するのをできるだけ促進したい。例えば、排水基準値に近いような汚染のあるような所に、雨水を積極的に流し込みたいという話になってくると、整地で対応していくことになるので、そういう意味では、その期間までには促進策の検討が必要になってくるだろう。環境基準の到達へ至る初期の段階では、計測頻度をできるだけ多くし、解析を行った上で、浄化の早期の判断を行っていくこと、あるいは、促進策をまた追加で講じていくような検討に役立ててほしいなということ、示している。

以上で、私の方からの問題提起みたいな話になったが、今後の対応と課題について説明を終わりにさせてもらおう。一つは、かなりの部分で地下水に関係する話が多いので、中杉先生のほうから、まずコメントをいただきたいと思う。

○（委員）委員長からの提案ということで、受け止めて、地下水・雨水等対策検討会で検討

していく。私は個人的にも少しデータ解析もしているけれども、なかなか問題が難しいだろうと思っている。それらも踏まえて、地下水・雨水等対策検討会で検討させてもらって、フォローアップ委員会には報告させてもらおうという考えである。

現段階では、その程度のことしか言えない。申し訳ない。

○（委員長）はい、どうもありがとう。河原先生、何かあるか。

○（委員）大変な課題が残っているなというのを再確認させてもらったというのが本音である。進めながら、どういうふうになっていくのを見ているような状況だから、お金さえかければ簡単なのだが、そういうわけにはいかないから、本気でやるなら、全部掘ってきれいにしてしまえというのはあるのだが、そういうのはお金がたくさんかかるから、その中でもうちょっと合理的に、コストパフォーマンスを考えながらということになるろうかと思うが。いろいろこれからやる仕事は多いなという感想である。

○（副委員長）最初の2年、要するに、基準に到達してから2年間で達成。これは最初に出てきたのは、ここに書いてあるとおり、最終処分場の閉鎖の時の話から来ていると思う。あの2年間と決めるときには、私も若干関係していたような気がする。確かな記憶がどこまで正確かという点とあれであるが、このときは、2年間のデータがあったのではなかったと思うけれども、やはり経年変化をずっと追いかけた。特に窒素化合物の硝酸性窒素とか、亜硝酸性窒素とか、埋立地特有のそういうものを見て、2年見れば達成とみていいのではないかというような話から、2年と決まったと思う。

今回、2年というのが置かれているのは、ある意味でいえば仮に置いていると。こういうことがあるから2年ということにしようということ置いていたから、逆に3年になってもおかしくないし、1年になってもおかしくなかったかもしれない。つまり、結果としてどうなるかということ、我々は見るとすべきなのだと。

それで、ここで1年でやりなさいというのは、かなりきつい言い方といえはきつい言い方で、そのために努力することはいろいろ必要だと思うけれども、あくまで結果として出てきたものであるということは、やはり押さえておく必要があるのではないかと思う。

もう一つは、何の項目が問題になっているのか。さっきVOCが主であると言っていたので、そうすると、ある意味では1年かどうかということは何とも言えないけれども、どういう出てき方をするのかということも考察してもらった上で、1年くらい見抜けばある程度見られるのか、あるいはやはり2年は最低見ておかないと、あるいはひょっとしたら3年になるかもしれないというようなあたりの考察は、してもらえればありがたいのではないかと思う。

○（委員）実は、2年を決めたとき、私は検討会に参加していて、副委員長が言われたとおりだろうと思う。もう一つ、ここは、埋め立て処分地のような管理をされているところではないので、水の流れが非常に分かりにくい所であるという意味では、むしろもっとしつ

かり予測するというか、把握するのが難しいところがより一層難しくしているので、実績で掘るまでやって完了した所はなかなかないので、きれいに、1回そこをやって除去した所からデータを使って2年間は確認をするということになると、時間的に足らなくなってしまふ。各委員の先生が、「そうしよう、いいよ」ということをやるまでの時間がないかもしれない。これまでのデータ、濃度が下がったD測線西側のデータとか、そんなのを見ながら参考にして、少し検討していかなければいけないと思う。

- （委員長）これまでの計測データ全般についてだろう。別にD測線西側だけではなくて。
- （委員）D測線西側はもうずっと、何年間も測っている。
- （委員）これから先も、2年間にわたってはデータが詳細に集められることになるわけなので、そのへんの傾向も見てもらいながら。
- （委員）この書面そのものが委員長からの提案という形で出されているわけであるけれども、委員であれば提案することは特に問題はないと思うけれども、本来、こういうことは、香川県がそのアクションを取って、それで、フォローアップ委員会に対していろいろ相談するというのがたぶん筋だと思うのだけれども、なぜ香川県はこういうことをやれないのか。ちょっとそれを説明してほしい。つまり、こういう仕事のやり方だと我々がこの委員会で押し付けるみたいなの、そういうことになりかねないと率直に思ったのだが。
- （県）委員や委員長のほうからも話されたとおり、計画を県でつくるべきでなかったかという話があり、計画自体は、当然、この事業は県が責任を持って進めていく事業であるから、つくれるものであればつくりたかったというのが正直なところである。
一方で、お金を伴うことでもある。また、実施計画ということも、国に認めてもらいながら進めていくということがあり、やはり、出す以上は、一定の裏付けを持った形になってくるということになる。多方面の方々と調整が必要になってくる中で、現段階ではまだ難しいということを含めて委員長に説明したところ、委員長のほうが、「それだったら私が出す」と言っていたので、今回の議題になっていると私は理解している。
- （委員）そうすると、これはどういう話を今、我々はやることになるのか、よく分からない。
- （委員長）いやいや、だから、我々が決めた、我々が決めたというのは、県も責任を持っていないといけないわけだが、このフォローアップ委員会の最低限の目標を達成するためには、こういうぐらいのスケジュール感を持っていかないといけないのだということを説明して、その中で何を検討しなければいけないかということを示したという話で、それ以外の項目も、こういうことを検討しておけというような、話があるのだったら、言

ってもらって、それは大いに参考になるような形で県にはフィードバックされるだろうと。そういうふうに思うし、地下水の検討会のほうでも、いろいろ意見を頂戴してもらいたいと思っている。

○（委員）バックキャスト型の検討というのは、私のほうからも県のほうに前からお願いしていることではある。ただ、なかなかできないというのは、県の話にあったようなことが、かなり絡んでいるのだなということを、このごろ身に染みて感じている。だから、私は、そういう意味では、出さないのはおかしいじゃないかというふうに、単純に今は言い切れない心理的な状況にあるから、半分、そういう意味では当事者になりかけているのかもしれないというような関係である。実際問題としては、そこらへんはかなり難しいところがあるだろう。民間の会社がやる仕事であれば、もっと楽にできるだろうなという感じがする。感想だが。

○（委員）若干関係するような、少しずれているような話であるけれども、5ページ目のところで、7行目に事業を完了した後のその後の沿岸海域の生態調査とあるが、遮水機能解除の前にきちんとモニターしておかないと、評価が難しい。特に、遮水機能の解除ができて、では、次の日に水を採って、それで大丈夫だったという評価ができるかという、そういうことはないだろう。生物、あるいは生態系の評価という点でいうと、年のタームで必要になってくるが、ここを、今の2年という話にも少し関係するけれども、あらかじめ想定しておかないと、本当の意味での安全というのは、やはり生物が示すと私は思っているので、そのへんもちょっと考慮してほしいと思う。

○（委員長）はい。分かった。

○（県）門谷先生のほうからは、遮水壁の外側の環境の水質とかの話だったと思うけれども、藻場の調査とかがあったと思う。搬出が終わった後に、廃棄物、上のほうのものが全部のいた段階では、一度、調査をしておき、次は、遮水壁の解除のときに、もう一度それを比較するための材料として、調査をしようと考えている。

先生のほうから、もう少しどこかでというようなことがあれば、また、議論して。

○（委員長）今の先生の話は、解除する前に測っておけという話である。

○（県）解除する前にやったほうが良いという意見であれば、またこちらのほうとしても検討させてもらい、いつの時期にするのかということについては考えたいと思う。

○（委員）これは、スケジュール感からいうと冬季に解除になるのか。それはそれでいいのだが、そうすると、なかなかそのスケジュールに合わせて生物調査というのは難しいのかもしれない。だから、少しそこは、具体的には相談をしなければいけないと思うけれども、

やはり直近のデータがないと、評価そのものが揺らぐというか、よく分からないということになってしまうと、せっかくしても何の意味もないので、ぜひ、有効な時期、手段をとってほしいと思う。

○（委員長）分かった。さっき、住民会議の話にもあった季節感というのは、我々はちょっと地元ではないので、なかなか判断できない。やはり、冬はなかなか動きづらいつらいつらとか、生態系を調査してもあんまり活発ではないという話になってくると、その前年の夏にやりなさいとかいう、そういう話か。

○（委員） そうである。

○（委員長） なるほど。分かった。

○（委員） さっきのことにちょっと関係があるのだけれども、香川県としては、このドキュメントを参考にして、これから独自のものをつくるというふうに理解していいのか。それとも、こういういろいろ難しいというのは、こういうドキュメントがあったとしても難しいだろう。もし今できないということであれば。だから、このドキュメントの位置づけと、香川県のこれからのアクションをどう考えるのかというのを説明してもらいたいのだが。

○（県） 本日は、委員長のほうからの提案ということで、委員間で意見を交換していきたいということを知っていたので、いろいろ、今日お伺いした。また、委員長からの思いも言っていて、分かったつもりである。県としても、産廃特措法による国の支援が受けられる平成34年度までに、地下水浄化等ができることを目指して努力はしていきたいと考えている。

○（委員長） 何となく、直接的な答えにはなっていないという気がするけれども。

具体的に、こういう資料を県がつくって出せるという状況というのは、なかなか難しい。きっと。いや、年度、年度で予算化して行って、こう対応していくという話はあっても、将来的に確定バージョンで、県がこう考えているというのは、県の総意でつくるということは、なかなか難しいというふうに理解しておけばいいと。

○（県） 県のほうで、このタイミングで後ろまでのものを出して、そうすると、当然財源的な裏付けもいろいろ出していけないといけないという中で、そこまでのものがつくれないというのが、今の正直なところである。いろいろと調整していかないとはいけないし、確認しないといけないことも多々あるので、そこまでのことがなかなか難しいということをつたつたつもりである。

○（委員） よく分からないのだが。つまり、難しいものを、これから今やらなければいけな

いということを示唆されて、それは難しいからアクションが取れないということ、どうなるのか、最終的に。

○（委員長）いや、やることはやるのだろう。

○（県）はい。

○（委員長）やることはやる。ただ、長期的なこういう見通しに則って、こういう工程で進めていくという資料を県がつくってここに出せと言われると、それはなかなかできないと。

○（県）はい。委員長が言われたとおり、私が先ほど言ったとおり、地下水浄化等ができることを目指して努力はしていきたいというのは、何ら変わることはない。

○（委員）ちょっと視点が変わるかもしれないが、先ほど委員長が言ったように、この問題はかなりやはりバックキャストिंगというか、ある種、目標を決めて、それについて今何ができるかというようなことを真摯に対策を打っていくことで、それがもちろん結果的にうまくいくかどうかは分からないけれども、やはり目標を決めてやるというのは、もう今の世の流れかと思うので、私はそうしてもらいたいと思う。

もう1点、これは、委員長の資料の4ページ目の最後にあるけれども、今、話題になった遮水壁を解除するようなことになる、どうしてもまた処分地の整地については住民会議のほうの意見もあるだろうし、そのへんの調整をやはりやっていかないといけないので、こちらのフォローアップ委員会で、こうこうではどうかという話では、ちょっとないような感じはする。

○（委員長）ええ、そうだろう。ということで、せっかくチャンスがあるので、住民会議と顔が合っているのだが、何かコメントはあるか。

○（住民会議）今後の方針というのはやはりきちんと出してもらって、それに対して今後こうやっていくということは、必要なことだと思う。我々としては、早く水の浄化が終わって、早く土地の整備をして、次の段階にいきたいと常々思っている。

○（委員長）はい、ありがとう。さっきの1年に縮めるという話の提案をどう思うか。

○（住民会議）1年でも構わないとは思っただけけれども、事象的に安定するのが、要するに、上下の関係というのは、どういう周期で起きるかというのは、ちゃんと実験しないと分からない話なので。

○（委員長）実験というか、現場の検証をして。

○（住民会議）おそらく降雨量と連携するので、1年でやると、経年的に長いスパンで変化すると思うので、ちょっとそこらへんについては、2年と1年でどう下がるのかというのがよく分からないので、それは構わないと思うのだけれども。

ただ、話を聞いていて、遮水機能を解除したときに、海水が入ってきて、排水基準から環境基準にわりと早い時間に到達するのではないかという想定をされているけれども、現時点でもそれぞれの場所によって地下水の濃度が違い、地下水の流れ自体がつながっているとは思えないので、海水が入ったからといって、簡単に希釈効果が生まれるのかということとは分からないので、そのへんをもうちょっとちゃんとシミュレーションするなり、対策をきちんと考えてもらわないと、この計画自体が絵に描いた餅というか、そんな形になるのではないかと思うので、それはちょっと。

○（委員長）分かった。排水基準に到達するまでの話は、ここに書いた最低限の目標なのだが、それ以降、私が言っている排水基準から環境基準へという話の中で、2年半とか言っているのはあくまでも想定である。たまたま平成35年の3月にそれが来てしまったというだけの話、2年半ぐらいで見込むとそうかなと。ただ、それが3年かかるかもしれないし、4年かかるかもしれない。そういう状態はあり得ると。そののところは、ちゃんとまた計測をどんどん続けていくから、その状況を見たり、あるいは予測式も立てたりして、状況判断していくということは、当然やる。そういう状況だと。

○（住民会議）はい。

○（委員長）あとは何かあるか。

○（住民会議）1996年の第1回の技術検討委員会、京都でやったけれども、センチュリーホテルであったが、あのとき言ったとおりである。我々が願っているのは原状回復である。

○（委員長）そのための最大限の努力をやろうとしているというのは、分かっていたか。

○（住民会議）分かっている。そして、現実にはそれが一步步近づいているというのも、分かっている。そして、ところが非常に厳しいというのも分かっている。だんだん、それが明確になってきただけの話であるが、我々の願いは原状回復であるということは、忘れないでほしい。

○（委員長）分かった。それはもともと忘れていない。それに対応する、そういうパフォーマンス的な発言は、ここではあまりやってほしくない。

それと、何を求めているかということ、委員が指摘されたのは、遮水壁の解除、それから、

処分地の整地に関しては、いろいろ住民の方の意見があるのではないかという話なのである。ここのところを、現実問題としてそうなのだろう。いろいろ意見があるのだろう。その調整をできるだけ早く始めておいたほうがいいよということだと思う。我々がそこに対しては口出しできるような話ではないので、地元住民の方と県のほうで対応していったほうがいいと思っている。

○（委員）処理協議会のほうでも、ぜひそれをやらせてもらおう。

○（委員長）それはよろしく願います。

○（委員）地下水の改善に関しては、これだけ不均質で、高濃度の所がばらばらにあるのを、シミュレーションで何とかしようというのは、測りまくらないと、各点いっぱい測って掘ってとかいうようなことをすることと一緒にするから、結局、ほとんどシミュレーションをあまりあてにしないほうがいいと思っている。

○（委員長）ああ、そうなのか。

○（委員）それは、各点を、測って、測って、測ってとやっていたら、測ることとシミュレーションすることにあまり差がなくなってしまう。だがいろいろなところの濃度を測らないとシミュレーションができない。ところが、そんなに測ってやっていると、それだったら、そこで掘って浄化したらどうだという話になってしまうので、シミュレーションもそんなに期待しないほうがいい。

均質な性質だったら、似たような性質だったら、それはシミュレーションが効果を持つのだが、ここはなかなかそうではない。たくさん掘って汚いところは全部取ってしまえというほうが、単純というか、労が多いようでやっぱり近道ではないかと感じている。

○（委員長）今のような話で対応するところ、あるいは、既にほじくり返していろいろなこともやったところもあるわけである。そういうところとか、少し、全部一緒くたの議論ではなくて、対応を考えてもらおうということである。

○（委員）そうだと思う。

○（委員）そういうシミュレーションは、意味がないと思う。ほとんど意味がないというか、やってみたら結論的に計算結果が出るけれども、それが実体をどう反映しているかというのは、なかなか難しいなど。

○（委員長）いや、そう言われてしまうとあれなのだが。ただ、現実には、計測している点がすべてなのだろう。

○（委員）はい。それを踏まえて、定性的な議論はできるだろうと思う。ここはこういう特徴があって、全体がどうであるかとか。一番の今、一番、懸念する問題点は。

○（委員長）なかなか、地下水の予測が難しいというのは分かる。

○（委員）地下水の流れがどうなっているかということが、残念ながら、把握ができていない。県のほうに早く把握してくれと何回も言っているのだが、そこはないと対策が十分に立てられないという状況もある。

○（委員）私も、専門ではないけれど、委員の言いたいことはよく分かる。つまり、シミュレーションというのは、条件があって、全体条件が正確ではないと意味がない。だから、おそらくそれは難しいと直感的に思う。専門家がそう言うのだから、間違いないと思う。

○（委員長）ちょっと、全部を否定するのではなくて、いや、ここは難しいとか、それだけの実績は積んできたのだから、こういう条件の中だったら、ここはできるとかという話は。

○（委員）それは可能である。

○（委員長）それは我々機械屋だって、シミュレーション全部でやっているわけではなくて、そういう意味では、ある程度の範囲内で予測しながら、できないところはできないで実験に頼っていたり、いろいろするわけである。ちょっとそういう点も踏まえて、とにかく1年間。

○（住民会議）すみません、ちょっと言い残したので、図2を見てほしいのだけれども、汚染の図を見てもらって、遮水機能を解除しても海水が入る場所というのは、全部のところに入ってくるわけではないので、一番南側の2列ぐらいの所までは、海水は絶対来ないから、排水基準以下になっても、雨水だけで簡単に環境基準を達成するとは考えられないので、そういうところはもっと積極的に、わりと早い時期に排水基準をクリアして、なおかつ環境基準に持っていけるような積極的な地下水の交換とか、そういう対策をとるといような形で、もうちょっと、例えば遮水機能を解除したということを想定した上で、対策方法を考えるようなことも考えてもらったほうがいいのかなど思ったので、ちょっと意見しておく。

○（委員長）そうだろう。分かった。何かコメントはあるか。

○（委員）いろいろ試してみる必要があると思うけれども、水を入れると簡単に流れてくるかということ、そんなことはない。VOCはだいたい水に溶けにくいものであるから、水を

入れても、そんなにすぐに溶けだすわけではない。時間の問題があるので。

今、集水井についても、たぶんこれは推測であるが、最初に測った濃度に比べて、水の量はだいたい同じぐらい採れているのだが、採れている物質の量というのは、水の量に比べて何割かなのである。ということは、最初のうちはそれで出てきたけれど、最初に溶けていた分はもう採れて、それから、水に溶ける量が律速になってくるのではないかと。これはあくまでも推測であるけれども、そんなことがあるので、それも踏まえながら、対策を考えていきたいと思う。

○（委員長）分かった。よろしいか。それでは、一応、意見は頂戴したということで、何かまとめるという話ではないと思っているけれども、地下水検討会のほうに今日の雰囲気とか、そういうのを伝えてもらえるか。

○（委員）この永田委員長の提案は、当然、地下水・雨水等対策検討会でも。

○（委員長）今日の委員会の中で出てきたような事項も、ちょっと私なりに整理してみるの
で。

2 溶融スラグコンクリート構造物のモニタリング計画に対する今後の対応（意見聴取）

【資料Ⅲ／2】

○（委員長）溶融スラグコンクリート構造物のモニタリング計画に関する今後の対応、意見聴取ということで、この問題は、私と堺さんが、論争というとなれかもしれないが、ちょっといろいろ問題を投げかけあっている中なのだが、私が当事者なので、司会進行役をやるわけにはいかないなと思って、長老の高月先生にお願いした。これから先、よろしくお願ひする。

○（高月委員）委員長指名なので、司会進行する。今日、皆様方のお手元には、いくつかの資料が行っているかと思うが、県のほうは、どこまで配られたのか。ほとんど全部配っているのか。

○（県）はい。委員長名のものと、堺先生名の資料については、すべて配っている。

○（高月委員）委員、この前に配られた、だいぶ以前の資料は、皆さんには配っていないという状況か。分かった。手元にいくつか資料があるかと思うので、問題提起された堺先生の部分と、それから、委員長としての発言というのが、何回かにわたって資料になっているかと思うが、いま一度、最初に問題提起された堺先生のほうから、こういうところが問題だということをお話してもらい、あと、永田委員長のほうから、それに対してもし何か意見があれば言ってもらおう。そしてその後、各委員で議論させてもらおうと思う。そういう

流れでやらせてもらうので、よろしく願います。それでは、まず、堺委員から願います。

- （委員）はい。委員会の中でのごたごたみたいなものをこういう形で傍聴人の方々の前でやるのがいいのかどうかという意見もあった。しかし前回、私の資料、それから委員長の資料も公開して、今回、私のそれに対する見解という文書も出させてもらったので、行きがかり上、こういうことになるのかというふうに思っている。

説明の前に少し話しておきたいと思うのだが、実は私、ずいぶん昔だが、豊島のエコタウン構想というのがあり、その結果、三菱マテリアルが。

- （委員長）直島ではないのか。

- （委員）ああ、直島である。失礼した。直島のエコタウン構想、その応募にあたって検討委員会というのがあり、そこで、私が委員長を務めさせてもらって、その結果、三菱マテリアルが、新たな事業ができるようになって、それから、我々の廃棄物の処理もそこでやるという、今考えるとずいぶん懐かしい思いであるけれども、そういうレベルでいろいろ香川県と密接に仕事をしてきた。入札監視委員会の委員長も長い間務めさせてもらい、その他、いくつもそういう仕事を香川県とやらせてもらって、当然ながらこの問題も、香川県民、香川県にある大学に私はいたから、そういう関係でしかも私はコンクリートの専門家ということで関わることになって、それで、これを有効利用しなければいけないという話になって、そのためのコンクリートの適用の可否とか是非とか、そういうことについての基礎的なところから、私は香川県と一緒にやらせていただいた。それに基づいて、実際にコンクリートに適用する流れになっているという、そういうことを一つ、冒頭に言っておきたいと思う。

別の言葉で言うと、この仕事は私にとっては、香川県民として、あるいは香川県にある大学の専門家として、最大限の努力をしていくという立場で仕事をやってきた。この間までそういう状態であった。

残念ながら、最終段階に来て、いろいろ発生したわけであるけれども、私が一番問題にしているのは、皆さん、資料を読むと分かると思うが、二つある。一つは、この委員会の前の前打ち合わせで、非常に乱暴な言葉で私の人格を毀損するような発言をされた。それから、委員会に来て、その延長線上というか、委員会運営が非常に不審に見えた。それから、私に対しても、あんた呼ばわりをして議事運営をしている。私がボランティアで指導をしている論文についても、これは香川県のものだろうということで、それ以降、私の指導を受けなくていい、みたいな話をされて、私としては非常に残念なことであって、香川県が出した資料を取り下げさせた。

これは、この文書は、モニタリング計画は、要するに、香川県とそれから私が多くの時間をかけて調査をして、それで、こういうことでもいいだろうということを出したものである。それを一度、委員長に見せて、その後何もなかったのだが、会議の前日だったと思う

が、メールで、その計画に対してコメントの文書を送ってきたというのが事実である。それに対して私は中を見て、コンクリートの専門家から見て、まあこれはその内容を取り下げるものではないと。そのとき、私は、非常に委員長が偉いと思ったのは、要するに、専門家がつくったものに対して専門家でない人間が、いろいろごちゃごちゃ、ごちゃごちゃという語弊があるけれども、書いてきているということ、すごい人だなと思ったのだけれども、感想として。ただ、私としては、エネルギーを割いてそこまでやってきて、つくってきたものだから、これは何かあれば議論すればいいだけの話で、出さないという話にはならないという判断をして、それで出した。それは部長がそれを納得して出しているはずなのだけれども。

それで、その内容について問題が混乱したのは、それはシナリオがあったのかどうか分からないけれども、予算の問題を部長が持ち出した。それは、私から言うと信じられない話で、要するに、県として出したものを。その件については、その後、委員長は私に謝罪をした。だから、その手順としては、彼がやったことは妥当ではなかったということもあり、そういう経緯があって、その後、やはり私としては、プレミーティングというか、そこでこの中に書いてあるけれども、ひどいことを言った。それからその延長線上で、委員会運営も非常に乱雑で、私からすると恫喝で香川県にドキュメントを引っ込めさせたということは、これは対外的にこの委員会の信頼性が失われるものであるということに自覚してほしくて、香川県に話した。

そして課長が、シナリオとしては、永田さんの謝罪と、それから、議事録の中身が、私の記憶では非常にひどい内容になっているので、その削除について、永田さんをお願いをしようという話になって、それで、そういう話をしに行ったと思うけれども、途中から雲行きが怪しくなって、それで私自身もその提案という形で、委員長にドキュメント、書簡を出していたのだが、返信がなかった。

香川県からもそういう経緯についての説明が一切なく、それまでの対応と違う対応を始めて、私も非常に香川県に不信感を持ち、このまま闇に葬られてはまずいということで、前回の委員会のときに、こういうことが起きているという記者発表をさせてもらったということである。そのときに委員長は、回答という形で書面を作成した。その書面の中には、私に対する、人格を毀損するようなことについては深く反省すると謝罪を示した。ただ、委員会運営に対することについては、いろいろ書いているが、謝罪をしていない。むしろ私は後半のほうが、この委員会の社会的な信頼性を考えると重要だというふうに思っていて、それで、その件についても、この今回の書類に書いているけれども、本当に自分は何も悪くないというなら、まあそれはそれでいいし、何がしかの反省点があるのであれば、それを言ってもらえれば、私もそれ以上のことは望まないということを書いてけれども、その2点なのである。プレミーティングのときの言葉と、それから委員会運営について妥当であったかという、私は妥当でなかったという判断をしている。で、前者は謝罪した。後者については、特に気にしていないようである。

おそらく、コンクリートのモニタリングということに対する根本的な理解が違うのだと思う。そのことによって、今日も何か資料が出ているけれども、これは途中の資料である

けれども、ログの内容とか、そういうものから判断していろいろ言ったのかもしれないけれども、何度も繰り返しているけれども、モニタリングというのは、全力を尽くしてやっても分からないところもあるが、その結果を淡々と見ていただけだと。コンクリートのモニタリングというのは。そうやって我々はやっているわけである。それ以上のことはやれない。特にコンクリートというのは、施工によってずいぶんその性質が違って来る。だから、前提条件に非常に不確定要素があるから、全力を尽くして、不確定なところは、一応、長期的にモニタリングすることによって見ていこうという、それがコンクリートの分野の基本的な考え方なのだが、委員長は、何かシミュレーションをやって、その結果から、何かいろいろできることはあるのではないかということはどうも考えていたらしく、そうではないということは、何度も説明をしているのだけれども。何しろ我々の分野は、セメントというのは非常に長い間、水和して、その条件によっても違う。インフラとか建築物というのは、非常にライフが長い。それで、50年とか、100年とか、そういう単位でものを見ているわけなので、決して10年20年というのが長いということではない。小樽で私が書いた本では、100年耐久性試験というのが、小樽防波堤にあるぐらいである。

だから、そのあたりの根本的な理解の違いが、非常に私の能力を疑う根拠になったのかもしれないけれども、それは話せば分かることだし、聞けば分かることだから、大した問題ではないと思っているけれども、何かしらダウトが私にあって、そういうことをやってきたのかなというふうには思うけれども、いずれにしても、分野が違っていると、これほどもの見方が違うという。車なんかは10年くらいたったら、そろそろ終わりになるけれども、我々の世界というのは50年、100年、国の証書も100年の寿命を設定するということを明記しているくらいである。だから、私の感覚としては、なぜ専門家に信頼して任せてくれないかなという、それに尽きるのである。そんな誤解で、あるいは理解不足でああいうことをやられたら、それは、僕は専門家としては受容できない。こういうことで、この話はいろいろあるけれども、ポイントはそういうことであるので、もし、私が言っていることを理解すれば、誤解があれば誤解を解けばいいだけの話だし、これ以上、この問題を引きずることはあまり意味がないだろう。

それから、もしそういうことができないのであれば、それは価値観の違いだから、もう私はここで仕事をやる必然性はないなというふうに思っている。以上である。

○（高月委員）はい、ありがとう。永田委員長。

○（委員長）私はちょっと手短かに。前に渡した文書は読んでもらっているのかなということで、今回11月1日付で堺さんが私あて、それから、それぞれここに載っかっている幅広い方々に送られた文書があるが、その中でちょっと気になる記述があるので、それだけはチェックしておきたい。

まず、1番目の一番下に「県の独自の判断ができない中でこの事業は進められて」、これは当たり前のお話であって、それは豊島住民の方、直島住民の方、議会の方、そういうことを意識する県民の方も意識しながら進めている。ただ、そんな環境の中で、県は判断し

ていかなくはいけないのである。そういう話で、好き勝手なことはできない。好き勝手なことをやろうとすると、前回のあれ、持ち回り審議のガイドラインで揉めた、ああいう話になってしまうので、ちゃんと事前には了解が取れてないといけないという話になってくるのだと思う。

それからもう一つは、この間の資料って、議事録については、堺委員さんが要求しているように早く出してほしい。その中で、あの資料の扱いは、取り下げたということになっているのか。それとも駄目だということで否決されたというのか、審議で可とはならなかったことになっているのか。

○（県）確たるものというのは、委員会の中でなかった。委員長のほうが、取りあえず差し戻しという言葉は、議事録の中に、言ったことはある。ただ、それを委員会に諮って、差し戻しと言ったことはない。ただ、議題としてあれが認められたということにはなっていないということだけは事実である。

○（委員）つまり、それは、私が同意しなかった。最後まで。

○（委員長）ああ、あなたがね。

○（委員）ええ。

○（委員長）だけど、ほかの先生の中には、やっぱりあれではという意見を言われた方もおられたなと思っているのだが。ということで、ちょっとこの取り下げさせたという言葉が何となくあれなので、ちょっとここは正確な記述の仕方を堺委員に言ってほしい。それから、この中で、2ページ目の真ん中以降のところ、論文という言葉が盛んに出てくるけれど、論文というのは、このことを言っているのか。これが論文の話本体というのか、この目次案がそうなのか。

○（委員）それは、その時点で。そのほか。

○（委員長）いやいや、ちょっとはっきりさせてほしい。私は、これは県の報告書だと思っている。この目次案に記載している事項は。だって、これは県が出してきた資料である。それで、スラグの品質に関する総合評価という題目で、県が、これは中間的な報告かもしれないが、報告をしようということを出された資料だというふうに思っている。その中のモニタリング計画というのは、後ろのほうに確かどこか、長期のモニタリング計画とかという格好で出てくるものに該当、あ、今後のモニタリング計画かな、そこで該当するのかなと思って見た。

実は、ちょっと古い話で忘れかけていたが、3月24日の前の資料の検討をやっていた段階では、第2回のモニタリング調査、長期、豊島スラグを使用したものを、10年で使っ

たときにどうなったかというのを測定した、それをまた 20 年ぐらいのところで測ってみるという、第 2 回案が出てくるのかなというふうに思っていたから、そのときはその意識で受け止めてしまっていた。事前の打ち合わせのときに。それで、家に帰ってから、詳細に見てみたら、いや、30 年先のことまでが書いてあるではないか、ちょっと話が違うということで、前日に私がメールで送った、ああいう資料になったというふうに理解してほしい。

それから、私が、いや、あの文書は事前の打ち合わせのときに、私が了解はしていないと断ったことを、盛んに堺先生は問題視されるけれども、いや、通常のこういう委員会運営の場合の委員長の役割というのは、次の委員会でもどんな議題をかけるのだろうか、その議題に沿った内容として、どんな項目をどういう形で審議していけばいいのだろうかということをお打ち合わせる。そこにながりの時間を事前に割いて対応していくわけで、一応、ああいうところに載せられたものというのは、委員長の一定の承認というか、それは得られたものが載っているだろうという認識で、私も委員だったら見ているということになると思う。それを、そうでない資料が出てきているということをお断ったわけである。別に私は悪いことをやったという思いは何もない。

それから、審議はした。そういう資料だけど、審議はしたというのは、事実審議したのである、ここの中で。だから、何も対応は矛盾しているということにはならないなということ。

それから、エコスラグの話を出したのだが、傍聴人に呼んでいるという、そのために呼んだという話になっているけれど、違うのである。今日、阿部さん、来ていないのか。阿部さんは、毎回この委員会には来ている。阿部さんとはもう古い付き合いで、エコスラグのこの委員会、立ち上げのときに阿部さんも入っていたのではないかなと思っていたので、まあちょっとそういう人もいるから、あるいは、エコスラグの状況を分かるのかというふうに思っ、ちょっと振ったというか、言ったのだけど、後で聞いたら、阿部さんももう最近はそのちのほうはほとんどやっていない。そういう状況だということなので、別に呼んだわけではないのである。いた人の顔が目に浮かんで、そこにいただけの話である。そういうのは、なんで誤解されるのかなというのが、若干心外である。

それから、あとは、私が降りると言ったことを問題にされているけれど、ただ、私の気持ちとしては、やっぱり、豊島の事業としては完了するまで見届けたいという思い、それは委員長としてだけでなく、いろいろな見届けの仕方はあるなというふうに思っている。と同時に、自分の信念、安岐さん流に言わせれば、技術屋の良心を失ってまでここに座っている必要は何もないという気持ちもある。だから、それを言葉にしただけの話で、事実である。だから、あのまま承認されるなら、私は、ええ、この席には座っていないだろうということをお言った。ということで、最初からシナリオが出来上がっていたというわけではなくて、ああいうことを事前の委員会では伝えた、それで、委員会には諮ったというだけの話かなというふうに、私自身は思っている。

○ (委員) ちょっと 2 点だけ。あんまり引いて言ってもしょうがないので、2 点だけちょっ

と言っておく。モニタリング計画を作成するという事は、この委員会も認識している内容だと私は思っている。それから、今の阿部さんの話だが、つまり、プレミーティングのときに、それを出して、彼が来ているからというような話との関連で、この計画について何かを言ったというふうに僕は理解した。

○（委員長） ああ、そうなのか。

○（委員） はい。

○（委員長） ちょっとそれは覚えていない。プレミーティングのときは。ただ、ここの場で何か言ったかなという記憶はないわけではないけれど。

○（委員） だから、私はそう取ったのである。

○（委員長） ああ、そうか。ただ、彼はもうしょっちゅうこの会議には出席しているので、別にそのために出てきたわけではないということだけは、言うておく。

○（高月委員） 彼は、直島の溶融炉の責任者だったか、設計の。その都度出てきている。今、二方の話をしてもらったと思うけれども、これに関して、何かほかの委員の方々、武田副委員長は残念ながらそのプレミーティングのときにいなかったの、ちょっと事情が分からなかったかもしれないけれども、ほかの委員の方で、何か発言はあるか。もうこういう問題はここでやるべきでないというものもあるかと思うけれども。

○（副委員長） 何か言わないといけないのだったら言うけれど、実は、3月24日、最初というか、発端は。それから、先日の9月23日開かれたところで、文書的にいうと、8月20日に堺先生が文書を出されて、それから、9月23日、前回のこのフォローアップ委員会のときに、永田先生、堺先生が出された。それから、11月1日に永田先生が。

○（委員長） いや、違う。私が。

○（副委員長） ごめんなさい、堺先生。それから、私、メールで文書ももらって、一応、読ませてもらったが、実は3月の時点も、9月の時点も、どちらもお彼岸なのである。これ、プライベートなことを言ってもしょうがないけれども、私からすれば、大学に勤めているときに自分の講義がある日に出て来いと言われても、それは行けませんと言わざるを得ないので、どちらも欠席にさせてもらったので、どういう経緯があったかというのはほとんど分からなくて、文書だけ読ませてもらって理解している範囲なのだが。なんというか、永田先生の文書を読ませてもらっても、堺先生の文書を読ませてもらっても、どちらも、うんうんと、こううなずく。別にどっちが正しいとか、どっちが間違っているという話に

は私は取っていない。取ってなくて、もっとそこまでやるのだったら、例えば、長期モニタリングだか、について、十分時間を取って議論すればいいだけじゃないのかというのが、私の意見である。それがうまくいかないようになったのについては、私は詳細を知らないから、間違っていたら申し訳ないけれど、県のほうが、何と云うか、3月の前日か、あるいはそれよりちょっと前かもしれないけれども、そのときに、そのやりとりがあったときに、もうちょっとちゃんと調整しておけば、そんな問題は起こらなかったのではないかと云うふうに私は思っている。

こういう場でこんな議論をするべきじゃないのではないかと云う人がいたというのは、私のことである。また、こういうことをたくさんの方が時間を使って、時間を費やして参加してもらって言うほどの高度な話ではないような気がするので、それはこの我々メンバーの中の問題なのだから、我々のメンバーで話し合っただけでやるべきではないかと云うのが、実は、今日のプレミーティングの時に私が言ったことである。まあ、私の言うことはこれぐらいしかない。

○（高月委員）ありがとう。何か、発言はあるか。

○（委員）ちょっとコメントを。まあ、言われるとおりのものだけれども、私がこういう文書を書いた、書くに至ったそのことを、これは、皆さんと捉え方が違うかもしれないけれども、要するにこれは我々が県の委託を受けて、信頼をもっている議論しなければいけないときに、ある議題について、つまり、それを取り下げるという、この議論の中で。そのときの状況が、どう考えても非常に感情的なやりとりがあったというので、これはやっぱり傍聴人の方の信頼性を非常に失うのと、それから私自身の専門家としての立場を大きく損なわれたと。これは、私にとっては非常に重要なことで、ただ、そうは言っても、県が中に入ってやるというのだったら、やってほしいと。

ところが、それが適正な説明もなく、私がアクションを取らざるを得なかった。それから、永田さんもレスポンスしなかったということで、今に至っているもので、要は、ポイントは、前半については謝っているわけである。深く反省しているわけである。後半の会議の。

○（委員長）だから繰り返しの話はやめましょう。

○（委員）いや、ちょっと待ってほしい。

○（委員長）ちょっと待って。

○（高月委員）はい、はい。

○（委員長）各委員から意見を聞くという話ではなかったのか。

○（高月委員）そうである。はい。もう特に何か、ほかに発言はないか。ほかの委員から。

○（委員）基本的には、副委員長と同じような感じなのだけれども、今日、何を議論して何に対して意見を言うのか分からない。堺先生が解任決議を出していれば、それについて議論することは当然ある。堺先生の提案の資料について議論するといえば、それに対しての意見はある。それが、両方ともない。そこで意見を求められても、私は何も言えない。どっちが感情的に議論していて、どっちが正しいかということに対して意見を言えと言われても、私は持っていない。ノーコメントである。

○（委員長）ない。はい。

○（高月委員）ほかの委員も、どうか。

○（委員）委員長が、同じ意見は言うなと言われたのだが、委員の1人として、私も3月24日、休ませてもらった。従って、当日どういうやりとりがあったのかというのは知らない。その後、もらった書類で読んで、その書類の上から判断しているだけのことである。それで、今日、これが取り上げられているけれども、これ、モニタリングのことをここでやるのかな、あるいは口論した内容のことをやるのかな、と。私自身もそれ、どっちなのかわからない。で、我々委員の方々、みんなこれを非常に不愉快だと思っていると思う。傍聴の方々は見方によれば非常に面白い。第三者的に見たら面白い。そういうふうに見る方もいる。また、専門の方は、不愉快だなどと思っている方もたくさんいると思う。そういうことで、もともとこういう公開の場でこのような、今回のような内容のことは、あまりやるべきではないと、もっともっと我々の中でだけで意見交換をしておいて、結果をこういうことであるということで、公開の場ですしたらいいことだと思っている。

これは書類を読んだ中だけのことであるけれども、3月24日に審議の案件を取り下げたということであるけれども、私自身もよく委員長としてやることである。そのときの委員会の雰囲気、時間、それからどこまで議論を進めるかという判断をして、今日はここまでという判断をする。そういう意味の中では、永田委員長の取り下げた説明が不十分だったのではないかなと思っている。それから、中身のモニタリングのことについては、これは専門の立場ではないから、何ら言いようがない。あとは、ちょっと不愉快な感情的な口論は、けんか両成敗かなと思っている。以上である。

○（高月委員）何かあるか。

○（委員）私は、3月は不幸にして出席していた。行き違いがあるなど、噛み合っていないのを感じていた。一つ、重要な、二人が意識されているかどうか知らないのだが、委員会が済んでからの将来のことの計画をどう決めるかという発想のスタンスの違いを、二人に

感じている。私も水質保全対策の将来のモニタリングの仕方とか、処理計画の話を決めることがあるのだが、そのときに、具体的な形で決めてしまうと問題が起こるので、基本的には同等もしくはそれ以上の精度があるとか、何か言い方で、曖昧にする。そういうときはね。将来のこと。そういう、今の先生の案なんかも、そういう話になっていると、話が単純、すつとまとまっていたような気がする。先生は専門家なのは分かっているから、そんな、専門性が毀損されたとか、そんな難しいことを思われる必要は何もないと思っているけれど。

○（委員）そうは思わないけれど。

○（委員）まあ、それは置いといて。それはそういうふうに私は感じられたのである。だから、そんなところが、その立場の違いを、あのとき私は非常に感じたのである。だから、たぶんそのあたりがあるのである。県もそのあたりが関係してくると思う。将来に対するあれを。

だから、私らは水質保全計画、水処理なんか、何億円、何億じゃないか、何百億かそのあたりの話を決めるときは、同等もしくはそれに相当、何か、それ以上のとかいう言い方をして、具体的な名前は決めないのである。

○（委員）決めていない。変更できると言っているのだから。

○（委員）ああ、そうなのか。

○（委員）はい。ちゃんと内容読んでほしい。

○（委員長）いやいや、ちょっと、そういう言葉で挟むのはちょっと。

○（委員）これは私の責任で言っているのだから、あまり、余計なことを言わないほしい。

○（高月委員）ちょっと待ってほしい。

○（委員長）いやいや、私も。だから、雑音になるのだから、やめなさい。

○（高月委員）何か、あるか。

○（委員）皆さんとあまり変わらないのだけれども、この問題はやはり行き違いというか、感情の問題とそれから事実の問題とが、ある種、ごった混ぜになって、整理がつかない。○×とか、Yes or No で決まることではないので、ここで時間をこれ以上かけるというのが、私は得策ではないと思う。だから、もし論議を出してもいいということだったら、打

ち切りを。もうここで、問答無用で打ち切りをしたほうが生産的だなと、個人的には思っている。以上である。

- （高月委員）ありがとう。いろいろ意見があったかと思うが、座長の立場で意見を言わせてもらう。僭越かもしれないけれども。

私自身は、各委員が言われたように、あまりここで公の場で議論するのはよろしくないという意見に対しては、ちょっと異論がある。やはりこのフォローアップ委員会、その以前の管理委員会も含めて、この進行の仕方は委員長がよく言われている共創の精神で、傍聴の方も、住民会議の方も、直島の方も、みんな入ってこのいろんな難しい問題を解決しようということでやっている会議なので、従って公開をしながらやってきた経緯であるので、この専門家の集まりが中で何を議論しているかというのを毎回公開してやっているのを、ある部分だけはもう秘密裡に進めるというのは、あまり私は得策でないし、また今までのやり方に対して、ちょっとおかしいなと思うので、今日こうやって皆さんの前でこういう議論をしているのだということを、ちょっと公にして、また皆さん方の反応も示してもらえればうれしいと思って、あえて、僭越であるけれども、座長を取らせていただいているということなので、これはぜひ理解してほしいと思う。

焦点は2つあり、1つは、以前のプレミーティングのときに、永田委員長がかなり厳しい言葉で堺先生を批判されたという経過は確かにあったと私も思っている。その件に対しては、永田委員長はこちらの文書で謝っているということで、その点はもうあれだろうか、問題でなくて、堺先生は了解ということか。

- （委員）そう書いている。

- （高月委員）はい、その件は。で、もう1点、この委員会の運営の仕方について、委員長の独断でやって、県もそれに従わざるを得ないような形で進めていることに対しては、堺委員はこういう運営の仕方だったら委員長失格だということで、まあ、言ったら、委員長解任の動議を出されているわけであるけれども、これに対して、また意見を。

- （委員）今日の堺先生のものに、委員長解任の動議を出さないと書かれている。

- （委員）いや、動議は出さない。お薦めしている。

- （委員）だから、それは逆に言えば、それが出ているのかという。それに対して意見を言えということだったのかと言ったのである。

- （高月委員）はいはい、まさにそこを、意見を言ってほしいと。

- （副委員長）11月1日に出された文書で出さないと書いている。

- （委員）だからそれを。出さないと書いているので、では、何に対して意見を言うのかというのが私は分からないと言っている。
- （高月委員）動議を出す、出さないとすることは、要するにこういう意見を持っているということで、堺先生は言っているわけか。
- （委員）はい、そうである。補足的に説明すると、要するに、動議なんていうのは、そんなことは想定していない。今は、その運営について、委員長が一片の問題もないというふうに考えているなら、それはそれでいいと。そういう話である。
- （委員長）それでもうやめておいたほうがいい。あまり。
- （委員）いやいや、ええ。
- （委員）そうでないとか、動議が出ていないのに、何に対して意見を言えと言われているのか分からない。
- （委員長）ちょっといいか。今の質問に関して、私は謝罪するつもりもないし、やり方を変えるつもりもないというふうに言っておく。
- （委員）だから、それに基づいて、私はそのしかるべきアクションを取るということを皆さんに、この前で言っただろう。それで皆さんが、その運営の仕方について問題を見ないのであれば、それはそれでやっていただければいいということである。それは前からそういうことを言っているわけである。今の皆さんの意見を聞いていると、問題はなさそうなので、まあ、そういうふうに判断をさせてもらって、今後、必要なアクションを取るが。ただ、あのときの議事録は、私が担当なのである。そのいわゆる、その署名人である。だから、それは最低限、デューティーを果たすのが、私の役割だとは思っている。そういうふうに言っておく。
- （高月委員）そろそろ打ち切りたいと思うけれども、この議論を長く続けてもあまり生産性はないと思うので、このくらいにさせてもらう。ただ、こういうことをこの委員会の中で事前に、あるいは事後にこう議論させてもらっていることは、今日聞いてもらった方にも理解してもらえたと思うけれども、今日の本題のまとめとしては、特に、今後、委員長を替えてまでするというにはならないということを進めさせてもらいたいと思うが、よろしいか。
- （委員）1つ注文を付けるとすれば、感情的にならずに、建設的な態度を維持できるように

な発言の仕方、やってほしいと。私も下手な発言をしないように努力するということを言うておく。

- （高月委員）はい、ありがとう。何か、このまとめ方で意見あるだろうか。よろしいか。それでは、変な司会で恐縮だったけれども、一応、これでこの後のほうの第2の議題のほうは、打ち切りにさせてもらいたいと思う。
- （委員長）どうもありがとう。それでは最後になるが、何か事務局のほうから追加で言うておきたいことはあるか。いやいや、ちょっとこんなこと言ったらあれなのだが、香川県も堺先生にはいろいろ言われている。部長、何か一言言ったほうがいいのか。
- （県）前回、3月のフォローアップ委員会でモニタリングの計画が議論になったわけであるけれども、私としては、委員長が取り下げさせたということではなくて、了承いただけなかったという理解でいる。ただし、堺委員からもあったけれども、私ども、計画については、堺委員の指導を受けて、県が資料を作成して資料を提出したということであり、検討が十分ではなかったということで、その点については、委員の皆さんに申し訳なく思っている次第である。
- （県）委員長のほうから、議事録を渡せばいいという話があった。
- （委員長）できるだけ早くつくりなさいという話である。
- （県）委員会議で内容を確認したいということであれば、議事録は作成中なのだが、条件が整い次第、準備が整い次第、未定稿という形で委員全員に配布したいと思う。議事録というのは、所定の手続きが終わった後、県のホームページに公表しているもので、未定稿のものは本来公表すべきではないとは思っているが、今要望があったので、先ほど言ったとおり、委員の全員の方に送りたいと思う。
- （委員長）ただ、もう半年経っている。それでまだ議事録が確定バージョンになかなかできないというのは、当たり前なことなのか。国なんかの委員会でも、1年経ってようやく確定するというのもあるけど、それにしてもちょっと遅い。手続きの迅速化を図ってほしいという要望だけはしておく。

Ⅶ 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）今の議論を聞いていて、一応、委員長のこのフォローアップ委員会の進行については、私たちは特に問題ないと思っているので、それを1つ、言うておく。

質問は1点である。資料のその他の1の永田委員長提案の文書の中の図1を見てほしい。図1、「事業完了までの流れ 想定 永田作成」と書いてあるけれども、これについては、ある程度、先生の考えは聞いたし、それぞれの委員会具体で検討するよというふうな指示についても出されたけれども、平成35年3月末という1つの特措法の期限に向かって具体化を迅速にしてほしい。

○（委員長）何をか。

○（豊島住民会議）これを具体化するようなことをなるべく早くしてほしいと。3月のフォローアップ委員会のときに、今年度の予定という形で、地下水・雨水の対策検討会で、解体の委員会で、だいたい何月ごろに日程を置いて審議していくというよなところまでは出されていたけれども、この間、フォローアップ委員会が2回開催されて、もう年度もあと半年となってきたので、そのへん、やっぱりなるべく作業を進める日程で頻繁にとよいか、集中的に委員会を開いてもらって、作業とよいか処理を進めてほしいとよのが、意見として最後に言っておく。特に質問という話ではなくて、注文とよいか、進行についてお願いしたいということである。

○（委員長）分かった。ちょっとフォローアップ委員会の事項にも関わるものもあるが、どちらかという地下水・雨水等対策検討会の話で、ちょっと今、地下水・雨水等対策検討会はだいたい2か月にいっぺんか、3か月にいっぺんくらいだったか。

もう少し頻度高く、ある時期やってもらったほうがいいのかもしれないと。今の話を聞いていると。それから、それが無理なら、何か屋上屋を架すよな話だけど、検討会の中に少しワーキング的な委員会をつくって、そこがその分を補っていくというよな形でもいいのかもしれない。とにかく少し委員会としては先へ進める努力をしていただけるとありがたい。

○（委員）はい。そういう意味では、県ともそう相談しているのだが、もっと早くというのを考えてもなかなか固まらない部分があつて。検討会に出す資料が固まらない部分があつて、業者との打ち合わせで、例えば、仕様の中身を決めるということのやりとりによいぶん時間がかかっているというところがある。

○（委員長）今の住民会議の要望については、きちんと受け止めて。

○（委員）はい。これを分科会みたいな形で皆さんに集まってもらってやるというスタイルまでやれるかどうかというのは、ちょっとあるけれども、できるだけ、何人かで集まって迅速に進めるよな努力はしたいと思っている。いつも非公式には頻繁にやっているのよ。それもすべて公開しろと言われると、また大変になってしまう。

- （委員長）何かあるか。追加でコメントはいいか。
- （豊島住民会議）はい、取りあえず、早期に。
- （委員長）取りあえず。分かった。また何かあったら、要望してほしい。
- （豊島住民会議）鉛の処理のところ、あのときには、私たちもお付き合いさせていただいたので、全部確認したいと。
- （委員長）分かった。はい。では、県のほうから連絡行かせるようにするから。よろしいか。

<直島町代表者>

- （直島町）特になし。

<公害等調整委員会>

- （公調委）皆さんでこれから前に進めようということで議論されたということは、いろいろうれしく思っている。
- （委員長）それでは、以上で終わりにするが、最後に事務局からどうぞ。
- （県）それでは、事務局より報告させよう。豊島廃棄物処理協議会についての報告である。先般、岡市会長が退任され、新たに会長として当委員もされている高月先生が就任され、会長代理は豊島処分地地下水・雨水対策検討会の委員もされている河原先生が就任されたので、報告する。

VIII 閉会

- （委員長）以上で、本日の委員会を終了する。今日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

平成 年 月 日

議事録署名人

委員

委員